

# 群馬大学大学教育・学生支援機構学生受入センター規程

平成18. 4. 1 制定  
改正 平成26. 4. 1  
平成28. 2. 26  
令和 2. 4. 1

## (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学教育・学生支援機構規則第3条第3項の規定に基づき、学生受入センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 センターは、群馬大学（以下「本学」という。）における学生募集に係る広報の推進並びに入学者選抜の改善に係る調査及び研究並びに入学者選抜に係る情報の適正な管理を行うことを目的とする。

## (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生募集に係る広報活動に関すること。
- (2) 入学者選抜方法の改善に関すること。
- (3) 入学者選抜に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 入学者選抜に係る情報の保護、管理及び開示に関すること。
- (5) 入学者選抜に係るリスクマネジメントに関すること。
- (6) 大学入学共通テストに関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

## (職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) アドミッション・コーディネータ
- (4) 各学部の入試又は広報担当委員会の委員長
- (5) その他必要な職員

## (センター長)

第5条 センター長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

## (副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、学生受入センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、学務部学生受入課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。